豊島区 TOSHIMA CITY

資料2－(1)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【産業振興課 創業・経営支援グループ】

事業名	マル経融資利子補給事業の開始

ここがポイント	・ 小規模事業者向けの「マル経融資」を利用する区内事業者に対し、利子の一部を補給 ・ 令和9年1月以降の融資実行分を対象に、支払利子の30%を最大 36か月分補給 ・ 金利負担を軽減し、小規模事業者の資金繰りと経営安定化を支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 物価高騰の長期化により、価格転嫁への対応や人件費の上昇など、小規模事業者は様々な経営課題に直面している。また、金利環境が変化する中、支払利息の増加が小規模事業者の資金繰りを一層厳しくさせている。

・ 小規模事業者経営改善資金（以下、マル経融資）は、東京商工会議所の経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が融資を行う制度である。融資後も継続的な経営支援を受けられることから、小規模事業者の経営改善と事業継続を支える重要な融資制度として位置付けられている。

・ 昨今の厳しい経営環境の中では、現行の区制度融資だけでなく、小規模事業者の経営基盤強化に資するマル経融資への利子補給の重要性は一層高まっており、東京商工会議所からも要望が提出された。

2. 目的

・ マル経融資を利用する小規模事業者に対し、利子の一部を補給することで、資金繰りと経営安定化を支援する。

3. 内容

対象要件	豊島区内に本店登記地と主たる事業所を有し、マル経融資の融資実行を受けた小規模事業者
対象期間	令和9年1月以降に実行されたマル経融資
補給内容	事業者が支払った利子の30%を、融資実行後最大36か月分補給
補給の流れ	① 事業者が東京商工会議所豊島支部へマル経融資を申し込み、経営指導・審査を経て、日本政策金融公庫が融資を実行 ② 事業者が区へ利子補給を申請 ③ 区が申請内容を確認し、事業者へ利子補給金を交付

4. 今後のスケジュール

令和8年12月	利子補給開始に関する周知広報
令和9年10月	申請受付に関する周知広報
令和9年12月	令和9年分の利子補給申請受付
令和10年1月～3月	令和9年分の利子補給実施

5. 事業費

補正予算総額 1,534 千円

※第4回区議会定例会補正予算案に周知と広報のための経費を計上

※マル経融資額の補助事業費は、令和9年度当初予算案で計上予定